

第 118 回 理 事 会 議 事 次 第

日本商品先物振興協会

日 時 平成 28 年 7 月 19 日（火） 正午

場 所 (株)東京商品取引所 5 階会議室

議 案

第 1 号議案 常設委員会委員長の委嘱の同意について

第 2 号議案 平成 29 年度税制要望（案）について

そ の 他

以 上

常設委員会 委員名簿

【総合政策委員会】

委員長	岡地和道	岡地(株) 社長
委員	河島毅	日産証券(株) 顧問
委員	多々良孝之	豊商事(株) 専務
委員	姫野健一	岡安商事(株) 社長
委員	古田省三	岡藤商事(株) 会長
委員	依田年晃	サンワード貿易(株) 社長

計 6 名

【市場振興委員会】

委員長	青山秀世	日産証券(株) 副社長
副委員長	安成政文	豊商事(株) 社長
委員	阿部信一郎	(株)コムテックス 常務
委員	小崎隆司	岡藤商事(株) 社長
委員	大橋正直	EVOLUTION JAPAN(株) 取締役
委員	落岩邦俊	第一商品(株) 社長
委員	姫野健一	岡安商事(株) 社長
委員	依田年晃	サンワード貿易(株) 社長

計 8 名

委嘱期間：平成 28 年 7 月 19 日～平成 30 年 6 月の通常総会后、

最初に開催する理事会の開催日

平成29年度税制改正要望 概要

1. 金融所得課税の損益通算範囲の拡大

商品先物取引を含むデリバティブ取引に係る損益、上場株式等の譲渡損益等、幅広く金融商品間の損益通算範囲を拡大し、当該通算後の損失について翌年以降への繰越控除を認めること。

*本要望については、「平成25年度税制改正大綱」において『デリバティブを含む金融所得課税の更なる一体化』を検討する旨が明記され、平成26年度、27年度及び28年度の税制改正大綱においても同趣旨が記載された。

『検討事項

デリバティブを含む金融所得課税のさらなる一体化については、投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備し、証券・金融、商品を一括して取り扱う総合的な取引所の実現にも資する観点から、多様なスキームによる意図的な租税回避を防止するための実効性ある方策の必要性を踏まえ、引き続き検討する。』

2. 決済差損失の繰越控除期間の延長

商品先物取引等のデリバティブ取引に係る損失の繰越控除期間（現行3年間）を延長すること。

3. 外国商品市場取引の決済損益に対する課税方法の変更

外国商品市場取引の差金等決済に係る取引損益について、申告分離課税とすること。

*国内商品市場取引及び店頭商品デリバティブ取引は申告分離課税（税率20%）であるが、外国商品市場取引だけが総合課税（累進税率）とされている。

以上

	商品先物売買益	上場株式の譲渡益
昭和28年 ～同63年	総合課税（雑所得/事業所得）	原則非課税 （①回数多、②売買株式数大、③事業類似は雑所得/事業所得として 総合課税 ）
	商品先物と株式の損益通算可	
平成元年4月		源泉分離/申告分離選択課税 申告分離課税 26%[国20%, 地方6%] 源泉分離選択課税 売却価額の1.05%
	商品先物と株式の損益通算不可	
平成13年4月	申告分離課税26% [国20%, 地方6%]*	
平成15年1月	税率引下げ 26%→20% [国15%, 地方5%] 損失の3年間の繰越控除	申告分離課税に一本化 税率引下げ 26%→20% [国15%, 地方5%] 軽減税率の特例開始 [国7%, 地方3%] 損失の3年間の繰越控除 特定口座制度開始
平成16年1月	有価証券先物取引等が申告分離課税となり、商品先物取引との損益通算が可能に	
平成17年7月	取引所金融先物取引を追加	
平成22年1月	上場カバードワラントを追加	

金融税制の推移（概要）

	商品先物売買益	上場株式の譲渡益
平成24年1月	店頭デリバティブ取引を追加	
平成25年1月	平成25年度税制改正大綱公表 【金融所得課税の一体化の対象に「デリバティブ」を含む旨を明記】 デリバティブを含む金融所得課税の更なる一体化については、対象に公社債等を含める今回の改正を踏まえつつ、総合的な取引所の実現にも資する観点から、意図的な租税回避の防止に十分留意し、引き続き検討する。	商品先物と株式の損益通算不可
平成25年12月	平成26年度税制改正大綱公表 【デリバティブ税制に関する記載】 前年度と同趣旨	軽減税率終了 10%→20%に
平成26年1月		NISA導入
平成26年12月	平成27年度税制改正大綱公表 【デリバティブ税制に関する記載】 前年度と同趣旨	
平成27年12月	平成28年度税制改正大綱公表 【デリバティブ税制に関する記載】 デリバティブを含む金融所得課税の更なる一体化については、 <u>投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備し、証券・金融、商品を一括して取り扱う総合取引所の実現にも資する観点から、多様なスキームによる意図的な租税回避行為を防止するための実効性ある方策の必要性を踏まえ、検討する。</u>	

金融税制の推移（概要）

	商品先物売買益	上場株式の譲渡益
平成28年1月		<p>特定公社債等の譲渡益が課税対象に 申告分離課税20%[国15%, 地方5%]</p> <p>上場株式の譲渡益・配当、公社債譲渡益・利子が損益通算可能に</p> <p>NISA拡充 ジュニアNISA導入（19歳以下、年間80万円）、非課税枠の拡充（年間100万円→120万円）</p> <p>【参考】非上場株式と上場株式の損益通算不可</p>

現行金融税制の概要

申告分離課税 20%

損益通算可

上場株式等

- 上場株式の譲渡損益、配当金
- 上場投資信託の売買損益、収益分配金
- 公募株式投資信託の解約損益、収益分配金
- その他

特定公社債等

- 国債・地方債・外国国債・外国地方債の償還損益、譲渡損益、利子
- 公募公社債投資信託の解約損益、譲渡損益、収益分配金
- その他

損益通算可

デリバティブ取引

- 商品先物取引の売買損益
- 有価証券先物取引の売買損益
- 外国為替証拠金取引の売買損益

総合課税 (超過累進税率)

外国商品先物取引

源泉分離課税

預貯金利子